

新型コロナウイルス感染症のまん延期における検査方針について（第2版）

令和 3 年 8 月 3 日

岩手県保健福祉部医療政策室

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査は、感染拡大防止の観点から迅速かつ幅広く実施しているが、国から示された緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域に指定された場合の対応方針を受け、まん延期を想定した検査方針について次のとおり見直すこととする。

なお、地方公共団体が独自に実施するPCR検査等については、この限りではない。

1 まん延期における行政検査の実施方針

(1) 緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域に指定された場合

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年7月8日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査実施計画の7月以降の実施方針について」（国事務連絡 R3.6.17付）等に基づき、**地域の感染状況**（おおむねまん延防止等重点措置の措置区域に相当する程度）等に応じて、**適切な高齢者施設等への重点的検査を実施する¹⁾²⁾**。

(2) 緊急事態措置区域等に指定されていない場合

一定区域において多数の感染患者が発生している、又は、直近、1週間で中規模（5人以上を目安）以上のクラスターが複数発生しているなど、地域の感染リスクが高まっており、**必要と判断される場合³⁾**は、**幅広く一斉・定期的な検査を実施する²⁾**。（参考：国事務連絡 R2.11.20付、同 R3.1.22付、同 R3.2.4付）

2 一斉・定期的検査の実施方法

(1) 高齢者施設等の従事者等に対する検査の頻回実施（参考：国事務連絡 R3.4.19付）

- ・従事者に対して、一斉・定期的な検査を実施。
- ・入院・入所者については、ワクチンの接種状況や感染状況等を勘案し、一斉・定期的な検査の実施を検討。

(2) 歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査（参考：国事務連絡 R3.4.19付）

- ・接待を伴う飲食店について重点的な検査を検討。
- ・新型コロナウイルスの感染が確認された従業員の濃厚接触者に限らず、同じ店舗等で働いていた従業員も含めて実施。
- ・従業員の行き来がある他店舗等の従業員等についても重点的に実施。

(参考) 濃厚接触者等に対する検査（積極的疫学調査）

次の事項について確実に実施する。（参考：国事務連絡 R2.11.19付）

- ① 高齢者施設等の入所者、介護従事者等で発熱等の症状を呈する者については、必ず検査を実施。
- ② 検査の結果、陽性が判明した場合には、原則として施設の入所者及び従事者の全員に対して検査を実施。⁴⁾

まん延期における検査方針に関する 岩手県新型コロナウイルス感染症専門委員会の見解

令和3年2月19日作成

令和3年8月3日改訂

- 1) まん延期における感染拡大防止を目的とするスクリーニング的検査については、**次の方法による実施を推奨**する。
 - ア 原則として、**保健所などが立案遂行**すること。
 - イ 見逃しを防ぐために、原則として、**対象となった集団全員に対して検査**を行うこと。
 - ウ 確認された患者に対する**行動制限は確実に**行うこと。
 - エ 濃厚接触者を除き、不検出であった者への行動制限は不要であるが、基本的な感染防止対策の継続及び発症が疑われた場合の速やかな受診等の**健康管理指導は確実に実施**すること。

- 2) 検査法については、封じ込めに資するために、原則として、**従来どおりの標準法による検体採取と PCR 検査を優先的に実施**すること。

検査能力が逼迫する状況においては、施設又は各職域の検査において、例外的に次の検査法を用いることも可能であるが、これらの方法は**除外診断目的の使用は推奨されない**ことに留意すること。

 - ア 検体プール検査法による PCR 検査
 - イ 抗原定性検査

- 3) 特定の市町村又は地域における一斉・定期的な検査の実施については、市中感染のリスクが高くない状況下では推奨されないことから、その実施時期及び対象地域については、**国又は県の専門家等の意見を踏まえて検討することが望ましい**こと。

なお、一斉・定期的な検査の実施に係る判断は、次の例により、**岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会の意見を踏まえて行うものとする**。

 - ア **県全体**として一斉・定期的な検査を実施する判断は、新型コロナウイルス感染症対策分科会「今後想定される感染状況と対策について」(R2.8.7)で示す**ステージⅢの感染状況となった場合等を目安**として行う。
 - イ **一定区域**(特定の保健所管内、市町村区域又は平成の合併前の市町村区域)において一斉・定期的な検査を実施する判断は、当該区域において**同ステージⅣの感染状況**(新規陽性者数に限る。)となった場合等を**目安**として行う。

- 4) 入所者及び従事者の全数検査については、実務上、まん延期に至っていなくても積極的に実施しているところだが、流行直後に集団検査を実施する場合には、感染性を失った既感染者を多数検出する可能性があることから、一定程度まで流行が収束した後、**活動再開の前に実施することも考慮すべき**こと。